平成２３年（フ）第１０４号
北海道岩見沢市７条西12丁目13番地　マキシム712―201
債務者　小山　一代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１１４号
北海道岩見沢市志文町1183番地137　ウイングハイツＡ107
債務者　近藤　哲寛
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１４７８号
埼玉県和光市白子３丁目16番60―301号　東和ロイヤルハイツ
債務者　若狭　　博
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７５号
さいたま市南区文蔵３丁目24番11―114号、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目37番11号　アートヒル文蔵Ⅱ202
債務者　新田富貴子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１７号
埼玉県鴻巣市下忍3850番地１　グランド吹上105号
債務者　永瀬昌三こと　永瀬　昌三
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３０号
埼玉県上尾市大字南422番地60
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６７号
埼玉県鴻巣市氷川町５番地４　204号室ベルピア鴻巣第８
債務者　峯岸　通弘
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９５号
さいたま市中央区円阿弥６丁目３番20―106号
債務者　小野　孝幸
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０１号
埼玉県川口市西川口６丁目８番８―303号　ハイセレサ川口ウィンドフロウ
債務者　進　　正義
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０５号
名古屋市瑞穂区駒場町５丁目11番地　センティール瑞穂406号、住民票上の住所北海道江別市向ケ丘51番地の12
債務者　千葉　未帆
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８２号
神戸市中央区栄町通５丁目１番17―804号
債務者　平木　暢人
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９５号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１―401号
債務者　髙橋　　功
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０３号
神戸市東灘区本山南町７丁目３番１―1205号
債務者　川内　哲治（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７号
和歌山県御坊市御坊18番地１　庚申町改良団地1582、住民票上の住所和歌山県御坊市御坊18番地１
債務者　番留　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１０８号
松江市八雲町西岩坂3990番地43
債務者　山田　宏美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７２号
松江市下東川津町666番地５　アルドーレＣ103号
債務者　堀江　博子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７５号
松江市堂形町735番地１　片岡ＡＰ４号室
債務者　細田　**邦**子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部